

「てんかわ天和の里」を拠点とした地域活動に関する支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業の対象地である旧天川西小学校校区は、村の西部地区に立地し、九尾、栃尾、和田庵住、山西等の9つの集落によって形成されているが近年、過疎化が進み、当地区の平成27年の人口は304人で10年前と比較して34.2%減少するなど村内で最も過疎化が進んでいる。

しかしながら当地域は、大峯と高野を結ぶ「すずかけの道」やこれに関係する信仰の証が点在し、さらには熊野川の源流「天の川」の豊かな流れ、大峯山脈から派生した山々など多様な資源を保有するとともに、十津川村に通じる主要地方道高野天川線は、新しい観光交流動線として注目されるなど、その可能性を秘めている地域である。

このような環境を背景に、平成27年度に地元有志らにより「旧天川西小学校校区活性化推進協議会」が設立され、廃校となった旧天川西小学校を「てんかわ天和の里」と名付け、活動を開始したところであり、翌28年度には「地方創生加速化交付金」を活用し、本拠点施設の整備と計画的な地域の発展につながるよう、「林業の再興と天川村西部地区への移住・交流推進業務」及び「てんかわ天和の里」を拠点とするビジター創出のための基本計画策定業務」を行ったところである。

これらを参考に29年度には、地域資源を利用した販売サービス化に資する地域間交流イベントを含めたソフト事業の展開を図るべく、以下の業務を発注する。

2 業務概要

(1) 業務の名称

「てんかわ天和の里」を拠点とした地域活動に関する支援業務

(2) 業務の概要

別紙「てんかわ天和の里」を拠点とした地域活動に関する支援業務
業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託の期間

契約締結日から平成30年3月15日まで

(4) 委託上限額

4,000,000円（消費税、地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 天川村から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと
- (2) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (5) 自己または自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当しないこと。また次の事項に掲げる者が経営に関与していないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行いおよび信者を育成することを主たる目的とする団体。
 - ② 政治上の主義を推進、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体。

- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
 - ④ 暴力団または暴力団員、若しくは暴力団密接関係者
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体。
 - ⑥ 天川村長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体。
- (6) 平成 23 年度から平成 28 年度までの間に、国及び地方公共団体発注の類似した事業の実績があること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることが出来る者であること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。
- なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。
- また同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

項 目	日 呈
プロポーザル公告	平成 29 年 6 月 1 日（木）
参加申込書の提出期限	平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 29 年 6 月 7 日（水）
質疑書の提出期限	平成 29 年 6 月 5 日（月）
質疑書への回答	平成 29 年 6 月 6 日（火）
企画提案者の決定	平成 29 年 6 月 8 日（木）
企画提案書等の提出期間	平成 29 年 6 月 8 日（木）～平成 29 年 6 月 14 日（水）
プレゼンテーション実施日	平成 29 年 6 月 15 日（木）
審査結果の公表	平成 29 年 6 月 16 日（金）
基本計画策定契約締結	平成 29 年 6 月 19 日（月）

5 配布書類

(1) 配布期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 6 月 7 日

(2) 入手方法

天川村役場宛に FAX または電子メールにて依頼すれば、電子メールにて配信

※それぞれ、送信後に電話にてご一報下さい。

(3) 配布書類一覧

- ・「てんかわ天和の里」を拠点とした地域活動に関する支援業務公募型プロポーザル実施要領
- ・「てんかわ天和の里」を拠点とした地域活動に関する支援業務仕様書

6 提出物

- (1) 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第 2 号様式】

(2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・【第 6 号様式】

〔記載留意点〕

- ①仕様書に記載された事業目標を実現化するための取り組み概要が把握出来る
内容を記載すること、とくに地域活動団体との関わり方や支援方法などについて、考え方を
明示すること（別紙、仕様書を参照）。
- ②本企画提案書は、表紙頁を除いて 4 ページ以内にて取りまとめること。
- ③アピールしたいポイントなど簡潔に分かりやすく説明すること。

(3) 会社概要書・・・・・・・・・・・・・【任意様式】

〔記載留意点〕

事業者等の経歴、役員の構成および氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握出来るもの。

(4) 業務実績書・・・・・・・・・・・・・【第 3 号様式】

(5) 業務体制表・・・・・・・・・・・・・【第 4 号様式】

契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任技術者及び担当者の氏名、経験および担当する業務等）について記載すること。

(6) 積算書・・・・・・・・・・・・・【第 7 号様式】

〔記載留意点〕

- ①積算額の内訳が記載された書類を添付すること。
- ②人件費は、応募者の給与規定等に基づく給与単価（日額または時給）を基準として積算すること。

(7) 添付書類

- ①登記簿謄本（コピー可）
- ②印鑑証明書（コピー可）
- ③使用印鑑届【第 5 号様式】
- ④所在する市町村の納税証明書（完納証明書）
- ⑤財務諸表（直近 1 ヶ年の貸借対照表および損益計算書）
- * 各種証明書は、3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

7 提出物の提出方法

提出物は、次により持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合には、提出期限内に到着すること。

(1) 提出期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 29 年 6 月 7 日（水）まで（閉庁日を除く）の午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
天川村役場 地域政策課 電話番号 0747-63-0321

(3) 提出部数

提出物の名称	提出部数	留意事項
①参加申込書・・・・・・・・・・・・・【第 2 号様式】		・ A 4 判で印刷製本し、提

②企画提案書・・・・・・・・・・【第6号様式】 ③会社概要書・・・・・・・・・・【任意様式】 ④業務実績書・・・・・・・・・・【第3号様式】 ⑤業務体制表・・・・・・・・・・【第4号様式】 ⑥積算書・・・・・・・・・・【第7号様式】	正本1部 写し8部	出する。
⑦添付書類 ・登記簿謄本 ・印鑑証明書 ・所在する市町村の納税証明書 ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	各1部	・登記簿謄本および納税証明書は、原本を提出のこと。 ・財務諸表は、原本証明を行うこと。

(4) 応募に係る質問

業務仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【第1号様式】に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。

- ①提出期間 平成29年6月5日（月）午後5時までとする。
- ②提出場所 天川村地域政策課（chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp）
- ③回答方法 平成29年6月6日（火）に電子メールにて回答する
回答に当たっては、質問者の事業者名は公表しない。

8 企画提案者の審査

(1) 審査の方法

- ①当村が設置する企画提案選定委員会において、各提案内容等を審査し、優先順位を決定する。
- ②審査は、提出された6-(1)～(7)の書類審査（第一次審査）およびプレゼンテーション（第二次審査）によるものとする。なお、提出期限後に提出されたあらゆる書類等は、審査の対象外とする。
- ③審査結果は、平成29年6月16日（金）にプレゼンテーション参加者に対して文書で通知する。
- ④企画提案者が1社であっても選定委員会は開催する。なお選定委員会は非公開で行い、審査経過および審査結果に関する問い合わせ、異議等には一切 応じない。
- ⑤審査において選定委員会が選定した応募者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合、または村との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位の応募者を委託先候補者とする。

(2) 審査基準

選定委員会は、審査にあたっては、主に以下の事項等について評価をおこなう。

- ①提案者が、予算や期限を遵守し、提案事項を確実に履行できる体制を有しているか。
- ②提案された事業内容が、本事業の趣旨、目的に沿ったものであり、かつ実行性のある内容となっているか。とくに対象地域である西部地区の振興と活性化、活力化が期待出来る内容となっているか。
- ③提案された事業内容が経費性、実施可能性などその実現性に期待がもてるものとなっているか

(3) 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、企画提案への参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

- ①提出書類
参加辞退届【様式8】
- ②提出期限

平成 29 年 6 月 14 日（水）午後 5 時まで（郵送の場合、必着）

③提出方法

直接持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

④提出先

天川村役場 地域政策課

（4）プレゼンテーション

審査は、次のとおり実施する。

①実施日：平成 29 年 6 月 15 日（木）午後 3 時 00 分から

②実施場所：天川村山村開発センター 農林研修室（天川村役場内）

③実施方法：提出された企画提案書に基づき、提案内容のプレゼンテーション及び審査委員からの質問による審査を行うものとし、時間配分はプレゼンテーション 30 分
質問 20 分として実施する

④実施順序：審査順序は第一次審査の受付番号順に行うこととし、企画提案者決定通知の際に連絡を行う。

⑤出席者：3 人以内とし、企画提案書に記載された管理責任者は、必ず出席のこと。

（5）契約の手続き

業務仕様書及び契約候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結します。

なお、原則として契約候補者の企画提案書等の記載内容を契約時の仕様としますが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがあります。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。

9 遵守事項

応募者は、下記の遵守事項を遵守しなければならず、これらのいずれかに違反したとき、又は不適正な行為をしたと認めたときは失格とする。

- （1）提案実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- （2）契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量についての不正の行為をしないこと。
- （3）他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- （4）暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- （5）その他、天川村職員の指示に従うこと。

10 留意事項

- （1）企画提案に関する経費および提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書の著作権は提案者に属しますが、本業務の提案に係るすべての提出物は返却しません。
- （3）企画提案書については、契約候補者の選定のために使用するものとし、公表しません。ただし情報公開請求があった場合、天川村情報公開条例に基づき公開する可能性があります。
- （4）FAX や電子メールの通信事故については、村は責任を負いません。
- （5）次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合

- ②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④見積額が委託料上限額を超えている場合
 - ⑤プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑥選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 見積書、提案書その他企画提案において使用する言語は日本語、通過は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。